

定例公安委員会開催概要

1 開催日

令和6(2024)年10月30日

2 開催内容

次の議題について、警察本部から説明・報告がなされ、決裁等が行われた。

■全体会議

【警務部議題】

○ 警察あて苦情の受理・処理状況について（令和6年9月末現在）

警察本部から、「警察あて苦情の受理・処理状況について、本年9月中の受理は1件で、内容は、警察官等の言動に関するもの1件であった。9月中における処理は2件であった。」旨の報告があった。

【交通部議題】

○ 審査基準等の一部改正について

警察本部から、「指定自動車教習所に対する指導に関する「指定自動車教習所業務指導の標準について（通達）」（令和6年8月1日付け警察庁丙運発第14号）の改正等に伴い、警察庁から新たなモデル審査基準等が示されたことから、これに合わせて当県の審査基準等を一部改正する。「指定自動車教習所業務指導の標準について（通達）」（令和5年2月27日付け警察庁丙運発第3号）により、これまで管理者及び教習指導員等について兼職及び兼任を規制する指導を行っていたが、この度の改正に伴い、管理者の兼職を禁止する旨の記載、教習指導員等の兼職・兼任を制限する旨の記載を削除する。改正項目のうち「審査基準」については、原動機付自転車から一般原動機付自転車への名称変更に関すること（最高速度や車体の大きさが一定の基準に該当する車両を「特定小型原動機付自転車」とし、それ以外の原動機付自転車については「一般原動機付自転車」として区分して定義されたことによるもの。）、指定自動車教習所管理者の管理体制の確保その他事務の合理化等に関すること（管理者の兼職を禁止する旨の記載及び教習指導員等の兼職・兼任を制限する旨の記載等について削除するもの。）、その他、通達の発出日及び発番号の整理を行うこと、「処分基準」については、原動機付自転車から一般原動機付自転車への名称変更に関すること（最高速度や車体の大きさが一定の基準に該当する車両を「特定小型原動機付自転車」とし、それ以外の原動機付自転車については「一般原動機付自転車」として区分して定義されたもの。）、その他、通達の発出日及び発番号の整理を行うものである。」旨の説明があり、決裁をした。

○ 専決事務処理状況（令和6年7月から9月）について

警察本部から、「令和6年7月から9月の専決事務処理状況について報告する。「交通企画課関係」は目立った増減はなかった。「交通規制課関係」のうち、「道路標識・標示の設置」のその他が208件と、前年同期比52件増加しているが、これは、県下で自転車横断帯の廃止を進めており、計74件と多くなっていることが増加の理由となっている。「交通指導課関係」のうち、「監督行政庁に対する道路交通法違反通知」については、事業用大型貨物自動車による酒気帯び運転に関する通知1件、積載重量等の制限による通知1件の計2件を運輸支局に対して行ったものである。「運転免許課関係」については、「運転免許試験の実施件数」が5,074件と、前年同期比257件減少しているが、これは、少子化の影響により免許試験の受験件数が減少したものと考えられ、7月から9月については、令和3年以降は前年同期比で減少が続いており、今後も同様の傾向が続くものと思われる。」旨の報告があった。